その他の制度について

表彰事業(横浜・人・まち・デザイン賞)

市内での地域まちづくりに関して特に著しい功績のあった活動や、都市景観の創造や保全に寄与したまちなみを構成する建築物等を顕彰して、魅力あるまちづくりをより広く進めていくことを目的として「横浜・人・まち・デザイン賞」を隔年で開催しています。



防火帯建築を活用した吉田町のまちなみ (第6回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門)

景観重要建造物•景観重要樹木

景観上重要な建造物や樹木は、地域の個性ある景観づくりの核として大切にしていく必要があります。そのことを所有者が認識するだけでなく、市民共通の財産として広く市民の皆様にも知っていただき、多くの方々から愛され、親しまれるように守っていくため、景観法に基づいて景観重要建造物及び景観重要樹木を指定することができます。

現在、横浜市では日本大通りのイチョウ並木を景観重要樹木に指定しています。



日本大通りイチョウ並木

特定景観形成歴史的建造物制度

歴史的景観の魅力を生かした景観づくりを目指し、歴史的建造物の価値を残したまま、バランスのとれた保全と利活用を行うことを目的として、景観上重要な歴史的建造物を「特定景観形成歴史的建造物」に指定することができます。現在、横浜市では旧円通寺客殿(旧木村家住宅主屋)、旧藤本家住宅主屋及び東屋を指定しています。



旧藤本家住宅主屋(南側外観)

景観協定

地域の良好な景観を守り、または創りだしていくために、地域の皆様の合意により、建物の形や色、植栽、広告物のデザインなど景観に関する幅広い内容をルールとして決め、そのルールを地域のみなさんで守っていく制度です。

現在、横浜市での指定実績はありません。



景観に配慮した住宅地

横浜市都市整備局景観調整課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 市庁舎6階 電話 045-671-3470 FAX 045-550-4935 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/keikanchosei/keikan/keikanlist.html 令和2年1月発行

魅力ある都市景観の創造をめざして

~横浜市の景観制度~

横浜市の景観形成について

横浜市では、広い市域のなかで多様な都市景観が形成されています。

開港以来の歴史文化を生かした景観や憩いの空間を持つ活気ある商業地の景観、歴史ある住宅地・新しい住宅地による街並み景観などの多彩な景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。









横浜市の景観制度について

市民の共有財産である景観を守り、創りだしていくため、横浜市では平成18年に横浜市の景観形成に関する考え方を示した「横浜市景観ビジョン(景観ビジョン)」を策定し、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(景観条例)」を施行しました。

平成20年には、景観法に基づく「横浜市景観計画」を施行し、平成31年には、社会状況の変化や景観制度の運用における課題に対応するとともに、国内外から人や企業が集い、魅力と活気あふれる「選ばれる都市」を目指すため、「景観ビジョン」の改定を行いました。

横浜市の都市景観形成の仕組みは、景観ビジョンの理念を踏まえ、景観法に基づく景観計画で基本的、定量的なルールを定めた地区(景観推進地区)において、さらに質の高い景観形成を図るため、景観条例に基づき創造的な協議を付加できるシステム(都市景観協議地区)となっています。

横浜市景観計画

横浜市では、景観法に基づき市内全域を対象区域とする景観計画を定めています。この景観計画では、開発行為を行う場合の法(のり)の高さや、緑化についての基準を定めていますが、都市計画法に基づく開発許可により審査を行うため、景観計画の届出等を行う必要はありません。

また、関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区の4地区を、重点的に景観形成を進めていく地区(景観推進地区)として、建築物や工作物、屋外広告物などについて、高さや色彩などの基準(景観形成基準)等を定めています。

4地区内で建築物の建築等を行う際には事前に横浜市への届出を行う必要があります。







建築物の色彩

屋外広告物

都市景観協議地区

横浜市では、景観計画とあわせて創造的な協議を行い、魅力ある街並みを形成していくため、景観条例に基づき「都市景観協議地区」制度を設けています。現在、上記の景観推進地区(関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区の4地区)と同じ地区を都市景観協議地区に指定し、賑わいの形成や歴史性の継承、夜間景観の創出などについて方針を定めています。

4地区内で建築物の建築等を行う際には事前に横浜市と協議を行う必要があります。







歴史性の継承



夜間景観の演出

景観推進地区における景観形成の方針

関内地区

- I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る。
- 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。
- Ⅲ 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文 化を生み出す街を創る。
- Ⅳ 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。



オープンカフェによる賑わい形成

みなとみらい21中央地区

- I 多様で先進的都市機能が集積するにぎわいと活力ある街を創る。
- 街に集う人々に心地よく、優しい都市環境を形成する街を削る。
- Ⅲ みなとみらい21地区の特徴を生かし、横浜の顔となるような風格ある街並みを創る。



風格あるスカイラインの形成

みなとみらい21新港地区

- I みなとの情景の演出
- Ⅱ歴史の継承
- Ⅲ "島"としての個性の演出



歴史的資産の活用(赤レンガ倉庫)

山手地区

- I 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全 し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。
- 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。
- 居留地時代から継承された歴史的な建造物や土 木遺構などによる歴史や異国情緒を感じる景観を 保全し、活用する。
- Ⅳ 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。
- ▼ 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。



歩いて楽しめる歩行者空間(山手本通り)

※4地区内での景観形成の方針や手続きについては各地区のガイドラインをご覧ください。